

2025 年度 日本文化介紹活動經費資助
申請辦法

公益財團法人日本台灣交流協會，希望能藉以介紹日本文化活動達到日本及台灣間之文化交流之目的，對於在台灣所舉行以介紹日本文化為目的之展覽、表演活動提供部分經費資助。

此外，本案件以 2025(日本令和 7)年度預算通過為前提，根據預算編列狀況，即使採用後也有可能無效。

1. 經費資助對象活動

招募對象為台灣團體策畫/實施之活動。可由日本團體提出申請，但此日本團體必須具有受到台灣團體主辦之活動的邀請進行表演或展覽的身分，方有資格提出申請。

- (1) 在台灣舉行之介紹日本文化展覽活動
- (2) 在台灣舉行之介紹日本文化表演活動(戲劇、音樂、舞蹈、傳統藝能等)

※注意事項:

- ① 活動不得跨年度，需在同一年度內(4 月至翌年 3 月)舉行並結束。
- ② 不受理以自然科學領域、日本語教育領域為主題的活動。
- ③ 營利活動、宗教活動、政治活動及選舉活動不為申請對象。
- ④ 連續採用案件以 3 年為原則，第 4 年再提出申請時基本上將不受理。

※ 營利活動意旨申請團體在其活動企畫中，將活動收入分配給所屬團體內的成員。

2. 申請資格

符合下列任一條件之團體(不接受個人申請)

- (1) 主辦上述 1.(1)或 1.(2)的台灣團體
- (2) 受到上述主辦(1)的台灣團體邀請進行表演或出展之日本團體

有下述任一情況者，則不符合申請資格。

- A. 日本國的(行政機關等國家機關)等，日本國的地方公共團體，獨立行政法人及地方獨立行政法人(以下稱為「國家機關等」)
- B. 國家機關所設立的教育·研究機構及其他國家機構所屬之團體及機構等(若主辦團體所屬機構的設立與國家機關有關聯，只要具有社團法人或財團法人等法人格之團體則不在此限)
- C. 台灣的行政機關(文教機構、研究機構除外)
- D. 由日本出資營運之國際機構

3. 經費資助項目

可申請經費資助的項目如下

本協會所資助金額上限為該活動整體總經費 50%以內。

【參考】

2024 年度的實績

(1) 2024 年度的執行實績

採用：2 件/總申請數：11 件

(2) 上述採用案件中最高補助額

980,000 日幣（約台幣 196,000 元）

(3) 過去採用案件的活動內容請參考本協會官網

https://www.koryu.or.jp/tw/business/subsidy/cultural_event/

(1) 展覽活動

- ① 作家及專門家日本·台灣間來回國際機票(經濟艙費用為限)
- ② 作家及專門家的住宿費用(本協會所規定的上限金額內實支實付。包含活動開始前一天至活動結束當天，6 晚以內)
- ③ 圖錄製作費(包含數位目錄。本計畫資助對象為日本人作家的作品，如圖錄內除了介紹日本人作家的作品外尚有其他作家的作品時，將會以比率計算，對於其中經費的一部分資助。)
- ④ 作品運送費(不包含作品保險費、海關文件取得費用)

※上述①事前調查費用或籌備費不屬資助範圍。

※上述②之住宿費上限金額請參閱申請書。

※作品製作費、裝置費、作家酬謝金不屬資助範圍。

(2) 表演活動

- ① 活動相關人士日本·台灣間來回國際機票(以經濟艙費用為限)
- ② 物品運送費(資助範圍:日本國內出發地到機場間及到達台灣後機場到活動會場間的運送、物品裝箱相關費用、通關作業所需之倉庫保管費)

※事前調查費或籌備費不屬資助範圍。

※和活動舉行無直接關係，活動參加者個人物品之費用不屬資助範圍。

4. 審查要點

下列各項活動，優先通過審核的機率較低。

- (1) 以親善為目的之趣味活動。
- (2) 特定團體間或姊妹市間交流目的的活動。

- (3) 以觀光、研究活動為主體之活動。
- (4) 展覽的作品以公開徵選的作品所組成。

5. 採用相關條件

- (1) 茲提出申請之活動，申請團體會負責活動期間之所有責任並留意安全。
- (2) 不得從事營利活動、政治活動、宗教活動等所有違反本活動舉辦目的之行為。
- (3) 以公益和非營利為目的舉辦本活動，且不得強行要求財物捐贈、支援、活動參與等。
- (4) 活動相關資料明確記載本協會為資助團體。※ 1
另，海報、傳單等文宣品以及手冊、圖冊等製作物須提供 2 份給本協會留存。
- (5) 請於活動報告書中提交本協會指定之以活動參加者為對象實施的問卷調查統計結果。
- (6) 活動必須依照申請書以及附件資料記載之內容進行。若發生不得不變更之情事，須盡速於事前獲得本協會認可。
尤其若有針對以下①～③進行變更，必須提早提出書面申請並事前獲得本協會認可。
 - ① 變更活動名稱、舉行日期/期間、場地、經費補助對象的作家、專門家、表演者或展示品。
 - ② 經費補助各項目的費用有 30% 以上的變化。
 - ③ 中止整體/部分活動，或是計畫廢除活動。
- (7) 活動結束後 1 個月內（若是舉辦於 3 月之活動則為結束後 1 星期內）郵寄包含收支決算書的活動報告書。屆時請務必附上本協會提供經費資助的項目之證明文件（可接受影本。機票除了收據以外必須提出電子機票票券以及使用過的來回登機證（或者是航空公司開立的搭機證明書））
- (8) 收支決算若有剩餘時，可捐贈社會信賴之慈善團體或慈善活動，亦可使用於日後舉辦之非營利活動。若有不足，將由主辦團體及申請團體負擔。申請者必須在活動相關宣傳品上刊登本協會名稱並註明贊助單位。
- (9) 資助金的支付或使用上有不正當之情事時，將取消撥款或要求歸還資助金（含利息）。(「補助金等相關預算公正執行法」(昭和 30 年（1955 年）法律第 179 號）參照)

※1 請在文宣品等活動所需相關資料上刊登本協會 LOGO、日台友情 LOGO 及主視覺圖樣。兩 LOGO (協會、日台友情)務必刊登，主視覺圖樣則是建議使用。相關圖檔在申請案件採用後提供。

- 日本台灣交流協會 LOGO <https://www.koryu.or.jp/about/introduction/logo/>
- 日台友情 LOGO <https://www.koryu.or.jp/friendship/logo/>(日台友情 LOGO)
- 主視覺圖樣 <https://www.koryu.or.jp/friendship/logo/> (日台友情 KEYVISUAL)

※2 有不正當情事的申請者，除將暫時取消申請資格一段期間外，必要時將受刑事處分。

6. 資助金的支付

採用案件資助金的上限金額將另行通知。

活動結束後，採用團體提出活動實施報告(含收支報告)(本協會制式表格連結)，經本協會確認，確定最終資助金額無誤後，將款項匯到申請團體名義的銀行帳戶。

7. 申請方式

填妥本協會制式申請表格並附上所需資料後以電子郵件的形式送至下列申請/詢問處中，其中 1 處。

申請文件中，除了本協會指定的表格以外的文件請盡量整合後轉換為 PDF 檔並控制檔案容量在 10MB 以內(附件檔案容量超過 10MB 之電子郵件無法送達本協會信箱)。

- 申請文件的排列順序請依照申請書兼誓約書所記載之順序。
- 電子郵件主旨請填「**【日本文化介紹活動經費資助申請】申請之活動名稱**」(若活動名稱較長，可視情況省略)

8. 申請期間

第一回: 2024 年 12 月 1 日(日)~2025 年 1 月 21 日(二)(申請資料寄達日)
(2025 年 4 月到翌年 3 月 10 日間，開始且結束之活動)

第二回: 2025 年 7 月 1 日(二)~7 月 31 日(四) (申請資料寄達日)
(2025 年 10 月到翌年 3 月 10 日間，開始且結束之活動)

※第一回申請不採用之案件，第二回不得再提出申請。

※依據各種狀況，第二回的申請有可能臨時取消。欲申請第二回資助者，請於申請前上本協會官網確認。

9. 網路申請・洽詢・報告書寄送單位

(1) 台北事務所管轄範圍內舉辦之活動 ※1

公益財團法人日本台灣交流協會台北事務所
新聞文化部 日本文化介紹活動經費資助承辦
〒10547
台北市松山區慶城街 28 號通泰商業大樓
E-mail : info-k1#tp.koryu.or.jp ※3
Tel 0 2 (2 7 1 3) 8 0 0 0

(2) 高雄事務所管轄範圍內舉辦之活動 ※2

公益財團法人日本台灣交流協會高雄事務所
文化室 日本文化介紹活動經費資助承辦
〒802562
高雄市苓雅區和平一路 87 號 9 樓
E-mail : bunka-k1#ka.koryu.or.jp ※3
Tel 0 7 (7 7 1) 4 0 0 8

※1 台北市、新北市、基隆市、桃園市、新竹市、新竹縣、宜蘭縣、苗栗縣、
台中市、花蓮縣、彰化縣、南投縣、金門縣、連江縣

※2 高雄市、台南市、屏東縣、台東縣、嘉義縣、嘉義市、雲林縣、澎湖縣
日本台灣交流協會高雄事務所

※3 為防垃圾郵件將@轉換為#字表示。

下 頁 同 意 事 項 請 務 必 詳 閱

申請注意事項

申請本資助案前，請務必詳閱以下的注意事項。提出申請時本協會視申請者已清楚各項注意事項並能確實遵守。

1. 活動的相關資訊的公開

申請採用後，申請者/團體名稱/、活動概要等相關資訊，會公布於日本台灣交流協會業務實施報告書、官網等處。

2・個人情報の取り扱い

(1) 適用法の遵守

公益財団法人日本台湾交流協会（以下、「当協会」という）は、申請団体から取得する個人情報の重要性を認識し、以下の事項に準拠し、細心の注意をもって管理を行い、適切な取り扱い及び保護に努めます。

また、本事業に応募いただいた場合には、個人情報に関する当協会の取扱いをご了解いただいたものと理解いたします。

(2) 個人情報の取得

当協会は、以下の表のとおり個人情報を取得し、利用目的の範囲内において取り扱います。

事業種類	取得する情報の種類	取得方法	利用目的
・日本文化紹介イベント助成	A 群 ・助成対象となる作家、専門家及び事業関係者 (氏名、職名、写真画像)	・申請書 ・同添付資料	A 群のみ ・公表資料への掲載 (事業報告書、機関誌、SNS、ウェブサイト等)
	B 群 ・代表者 (氏名、職名) ・担当者 (氏名、職名、電話番号、メールアドレス) ・申請団体役員 (氏名、所属先、職名) ・イベント参加メンバー (氏名、職名)		A、B 群 ・採否審査 ・採否結果通知 ・事後評価 ・フォローアップ調査
	C 群 ・助成対象者 (氏名、生年月日、学歴、職歴、賞罰)		C 群のみ ・宿泊費助成上限額確認

(3) 個人情報の利用期間

当協会は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請団体の個人情報を取り扱い、利用期間終了後は、当協会の管理責任の元で適切に廃棄・消去いたします。

(4) 個人情報の提供について

当協会は、日本の個人情報保護法及びその他の関連法規に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

(5) 個人情報の越境移転

当協会は、日本国外にある第三者に対し、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人情報を提供することはありません。

(6) 18歳未満の個人情報について

当協会は、18歳未満の未成年者に関する個人情報を、保護者の同意を得ることなく、取得・処理することはありません。万が一、保護者からの同意を得ず、18歳未満の未成年者が当協会に個人情報を提供したことがわかった場合には、速やかに当協会にご連絡ください。

(7) 要配慮個人情報について

当協会は、本事業の利用目的の範囲内において、個人情報保護法に定める場合または事前に本人から同意を得た場合に限り、本人の要配慮個人情報(宗教、健康状態、アレルギー、飲食の禁忌等。上記「2 個人情報の取得」に記載されているものを含みます。)を取得することがあります。

(8) 個人情報の管理について

当協会が取得した個人情報は、当協会内において厳重に管理し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの個人情報に関するリスクに対して予防措置及び是正を含むセキュリティ対策を講じております。

(9) 個人情報提供の任意性について

当協会へ提供いただく個人情報は任意です。ただし、必要な情報を提供いただけない場合には、採用のための書類選考等ができない場合がありますので、予めご了承ください。

(10) 保有個人データの開示・訂正・削除等について(応募者の権利)

当協会は、当協会が保有する個人データに関する以下の開示・訂正・削除等について、本人であることを確認できた場合に限り、合理的な範囲でお問い合わせに応じるものとします。

- ①開示、照会または閲覧請求
- ②複製作成の請求
- ③訂正、補足の請求
- ④収集、処理または利用の停止
- ⑤消去の請求

(1 1) 事業関係者の個人情報

申請団体から提出を受けた申請団体以外の事業関係者の個人情報についても、上記(1)～(1 0)の取扱いとなりますので、申請団体より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。

(1 2) 連絡窓口

本「個人情報の取り扱い」に係るご意見・疑問点等は、募集要項9・に記載の連絡先にお寄せください。

また、当協会の代表者情報は、当協会のサイトにある役員名簿をご確認ください。

<https://www.koryu.or.jp/about/introduction/roster/>

3・海外での事業実施上の安全確保について

- (1) 台湾での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。

※ 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- (2) 台湾に渡航する際は「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。

※ 「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>